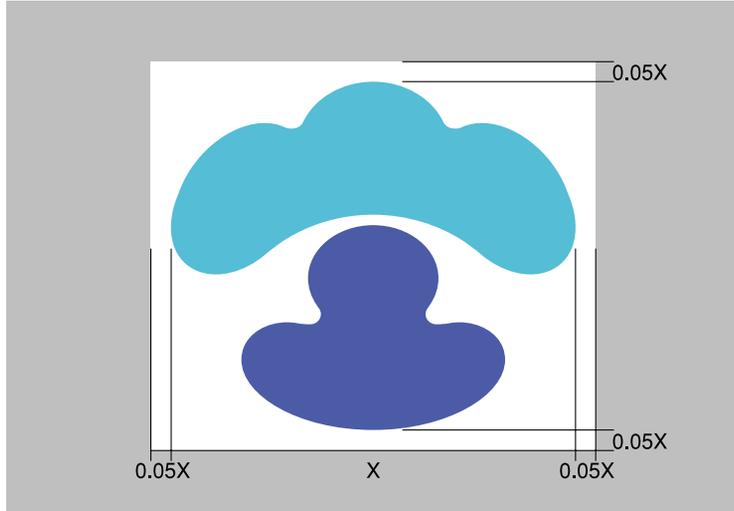


保護エリア

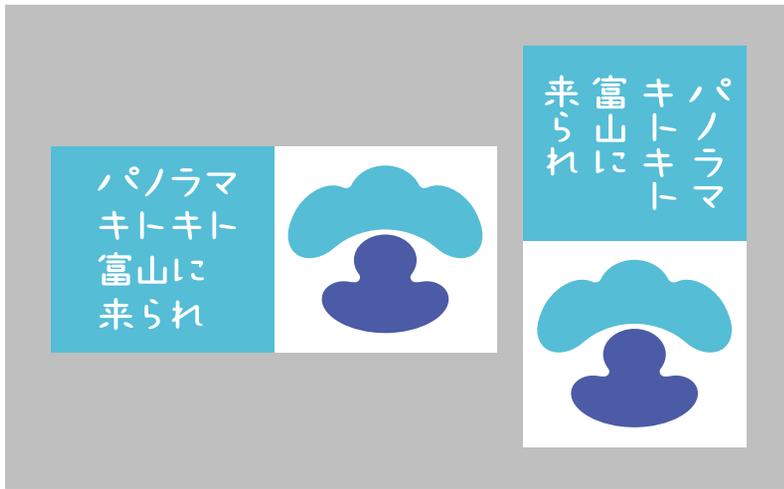


※シンボルマークの左右20分の1以内に、キャッチフレーズあるいは、他の要素を表示しないでください。

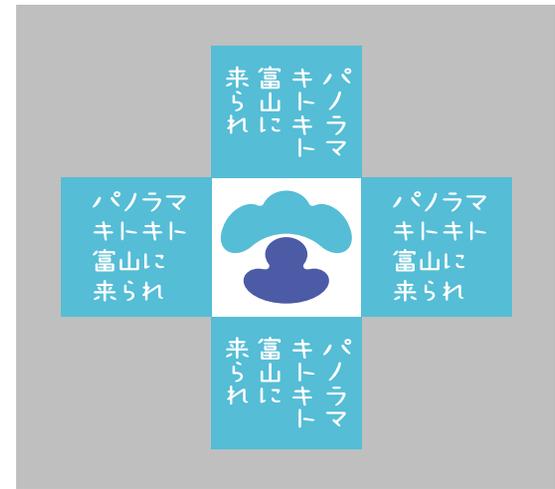
シグネチャー
パターン



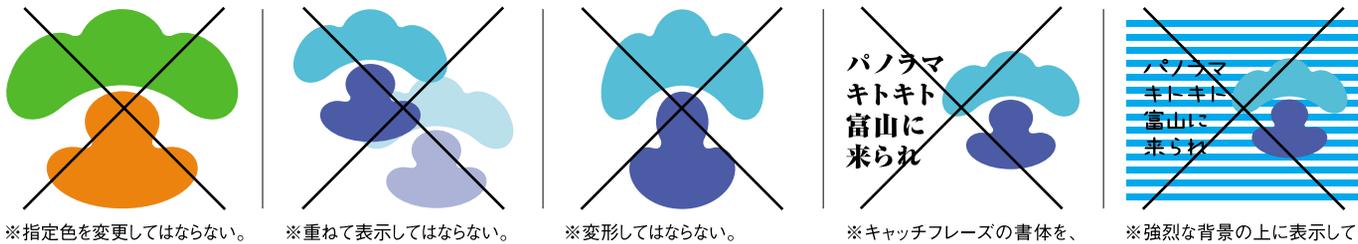
シグネチャー2:マークのバックに写真、複雑な絵柄等がある場合に使用してください。



シグネチャーパターン



使用禁止例



※指定色を変更してはならない。

※重ねて表示してはならない。

※変形してはならない。

※キャッチフレーズの書体を、変更してはならない。

※強烈な背景の上に表示してはならない。シグネチャー2のパターンを使用してください。

キャッチフレーズ・シンボルマークを使用する際には、次の各事項にご留意ください。

- ◎多くの皆様にご使用いただくため、使用者が、独自のシンボルマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用することはできません。
- ◎次の場合には、使用をご遠慮いただきます。
 - ・富山県の品位を傷つけ、またキャッチフレーズ・シンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれがあると認められる場合
 - ・富山県が行う事業、または富山県が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがあると認められる場合
 - ・定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

使用にあたってのお問い合わせ先 ■富山県観光課 ■(社)富山県観光連盟 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
 TEL076-444-3200 FAX076-444-4404 (観光課) TEL076-441-7722 FAX076-431-4193 (観光連盟)
 ※シンボルマークのデータは富山県観光課のホームページからダウンロードしてお使いください。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1302/index.html